

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成30年3月8日(木)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員 48名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	36番 梅田 誠也	37番 角居 登
38番 田上 正富	39番 橋本 春利	40番 村上 正春
41番 南 順二	43番 田上 辰也	44番 中川 宣長
45番 山下 知文	46番 赤木 英雄	47番 米村 昌昭
48番 山田 博幸	49番 一木 文雄	50番 橋本 義則

欠席委員(上記48名中6名が欠席)

19番 村上 智弘	20番 園田 操	23番 竹原 孝昭
44番 中川 宣長	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄

午後3時00分 開会

事務局

それでは、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数48名中42名でございまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。本日は年度末のお忙しい中農業委員会総会に

多くのご出席いただきましてありがとうございます。また、先日市民会館で開催されました研修会、お疲れさまでございました。多くの方に出席いただきお礼申し上げます。また、この研修会では農地利用最適化に向けた熊本県内いろいろな取組が紹介されました。私もこの農地利用最適化は農業委員会の最重要課題であると改めて感じたところでございます。

3月になりまして暖かい日も多くなってきました。しかし、まだ寒い日もありますので、委員の皆様には体調管理には気を付けていただきたいと思っております。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等が主なものとなります。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第の3、議事録署名者及び総会書記の指名をします。本日の議事録署名者には、26番の上田定信委員と27番の馬原清隆委員を、書記は事務局の小林賢治主幹を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議案は第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請をはじめ、追加議案まで含めて全部で11件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案の訂正をお願いします。

まず、目次のほうからお願いいたします。第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちら1件取下げがあつておりますので、37を36に訂正方お願いします。4号議案ですね、農地法第5条の規定に基づく許可申請、37を36と。

次に、第7号議案ですけれども、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画、こちら今8件となっております、追加がありましたので、こちら9件とお願いします。合計数はプラスマイナスで変わっておりませんので、そのまま結構です。

あと、個別のものに入っていきます。ページ1ページをお願いしま

す。1ページの1番ですけれども、こちらの申請理由、経営拡張となっております。こちらを兄へ贈与。ページ1ページの1番ですね、申請理由、一番右の端っこの欄ですけれども、経営拡張を、兄へ贈与と修正お願いいたします。

続きまして、ページ8ページに飛びます。8ページの1番ですけれども、こちらは取下げになっておりますので、斜線等で対応方お願いします。ページ8ページの1番ですね。こちら取下げになっておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、ページが16ページになります。ページ16ページの2番ですけれども、こちらの参加資格者欄、南区海路口町●番地、●●●●さん外121名となっております。まず、こちら海路口町●番を●番。●を●に訂正方お願いします。また、お名前のほうですね、●●●●外28名と。右の端の受益地ですけれども、こちら南区銭塘町●となっております。こちら南区海路口町●。銭塘町を海路口町、南区海路口町●。また、面積のほうは56.2haを9.2haと訂正方お願いします。

続きまして、17ページになります。17ページのこちらの表についてですけれども、こちら3枚ものをまた別途皆様のほうにお配りしておりますので、そちらで訂正方お願いします。10年以上の田、畑、合計数、また合計数がすべて修正になっておりますので、3枚もののレジュメを別途お配りしておりますので、そちらのほうで全て資料の訂正をお願いいたします。

次は26ページになります。26ページの15番ですけれども、こちらの備考欄に●●●●様から●●●●様になっております。こちらの備考欄に以下を追記お願いします。一部貸借、うち1,432㎡。ページ26ページの15番ですね、こちらの備考欄のほうに、一部貸借、うち1,432㎡。お願いします。

次が27ページ、次のページですね。こちらの土地の表示なんですけれども、最初の土地の所在、西区河内町岳字井手元●、田1,678㎡、こちら面積のほうは違ってございまして、1,678を1,471と訂正お願いします。

次に30ページになります。30ページの、前のページからの続きになります、本来19番と書いてあるところの筆のところなんですけれども、西区河内町野出字古藪●、畑1,196㎡と。古藪の後に漢字の又と、古藪又●になりますので、又という字の追記をお願いします。

続きまして、39ページになります。39ページにつきましては皆

さんにお配りしているレジュメのほうで貸手の訂正がっておりますので、すべて貸手が8件から9件。また6年未満の件数については2件から3件と、また田について変わっております。これに伴いまして合計数が、合計数が8件から9件と。田と合計数がそれぞれ変わっておりますので、こちらにも別途お配りしておりますレジュメのほうで修正方お願いいたします。

続きまして、43ページになります。43ページにレジュメでお配りしております3枚目のものが追加になります。9番ということで、1つ議案の追加がっておりますので、こちらのほうでよろしくお願ひいたします。レジュメの3枚ものの3枚目のところの、こちら43ページの9番に当たりますので、こちらを議案として1つ追加をお願いいたします。

続きまして、45ページになります。45ページの2番ですけれども、こちら土地の表示、東区戸島町6丁目になっていると思います。こちら戸島町というのがありません、戸島の間違いです。町という字を削除方お願いいたします。正確には東区戸島6丁目ということになりますので、よろしくお願ひいたします。

最後になります、ページ47ページになります。47ページの12番ですけれども、こちらの土地の表示欄、北区植木町滴水字オスキ●と、田が2, 377他7筆。合計数が今1万2, 935㎡ということになっておりますけれども、こちらを1万2, 995、つまり12995になります。今12935になっておりますけれども、これを12995に訂正方お願いいたします。

修正については以上です。

議長 それでは、初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、26件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会における協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願ひいたします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番の譲受人は、中央区本山2丁目にお住まいの専業農家で、兄への贈与のための所有権移転をする申請です。申請地には許可後は水稻

を作付されます。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議の方、よろしく願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

2番の譲受人は、東区健軍2丁目にお住まいの兼業農家で、経営拡張のため農地の所有権移転する申請です。申請地には露地野菜を作付されます。

以上、2番につきまして、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

3番から10番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番から5番は関連で、一般企業の法人が農業参入のための賃借権設定の申請です。同法人は、先日の地区委員会に出席を願い、聞き取り調査を行い、事業計画等の確認をしております。申請地には柑橘類、露地野菜を作付される計画です。

6番は、後継者へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはトマトを作付される計画です。

7番は、経営拡張のための使用賃借権設定の申請です。借人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはほうれん草を作付される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

9番と10番は関連で、経営拡張のための所有権移転及び使用賃借権設定の申請です。申請人は露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはブロッコリーを作付される計画です。

以上、8件につきまして、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、3番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

11番から13番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番は、同居の兄へ贈与される申請です。譲受人は、玉名市天水町でみかんをつくられている専業農家で、申請地にもみかんをつくれる予定です。

12番は、同居の孫へ贈与される申請です。譲受人は、みかんをつ

くられる専業農家で、申請地にもみかんをつくられる予定です。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、みかん、水稻をつくられる専業農家で、申請地にも水稻をつくられる予定です。

以上、3件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、11番から13番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

14番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、レンコンを作付されており、許可後はレンコンをつくられる計画です。

以上、1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いします。

議長 長 ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

15番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

15番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稻

をつくっており、許可後は水稲をつくられる予定です。

以上、1件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、15番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

16番から19番につきまして、地区委員会の協議状況をご報告いたします。

16番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は牧草を作付されており、許可後は牧草をつくられる計画です。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、大豆、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作られる計画です。

18番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲と露地野菜を作付されており、許可後は、水稲、ほうれん草等の露地野菜をつくられる計画です。

19番は、兄へ贈与の所有権移転の申請です。譲受人は、水稲とキャベツ等の露地野菜を作付されていますが、許可後は、キャベツ等の露地野菜を作られる計画です。

以上、4件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より、16番から19番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、20番。

34番 谷口憲治委員

34番、谷口でございます。

20番から26番につきまして、地区委員会の協議状況をご報告いたします。

20番は、後継者へ経営拡張のための所有権移転の申請でございます。申請人は、水稻、柿等を栽培する専業農家で、許可後は水稻を作付される予定です。

21番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は、スイカ、メロンを生産する専業農家で、許可後はスイカ、メロンの苗を作付される予定でございます。

22番、23番は関連でございます。22番は、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請でございます。申請人は、水稻とスイカ、柿を生産する専業農家で、許可後はスイカを作付される予定でございます。

23番は、耕作の便宜上の交換でございますけれども、所有権移転の申請です。申請人は、水稻を生産する兼業農家で、許可後は水稻を作付される予定です。

24番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は、水稻、玉ねぎ、栗、柿等を生産する兼業農家で、許可後は露地野菜を作付される予定でございます。

25番と26番は関連でございます。経営拡張のための賃貸借による権利設定の申請です。申請人は、大葉を主体に生産する法人で、許可後は白菜を作付される予定でございます。

以上、7件、地区委員会で検討いたしました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、20番から26番まで、地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして第2号議案、事業計画変更承認申請、1件でございます。地

元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、発電事業を営む法人が、平成29年11月10日に許可済みの太陽光発電設備の設置を行う際に、字図に存在しない筆があることがわかり、法務局と協議され、字図訂正のために地籍更正を行われました。よって、転用区域へ1筆185㎡を追加し、許可済みの1筆をマイナス168㎡地籍変更し、許可済み転用面積2,686㎡から2,903㎡に変更する申請です。

同時に、第4号議案の農地法第5条を申請が提出されています。さきの地区委員会で協議、検討の結果、計画変更はやむを得ないものと判断いたしました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、3件でございます。地元委員の報告に当たりましては転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番、2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況の報告をいたします。

1番は、貸資材置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地周辺は現在も熊本地震による工事などが行われており、市内事業者6社、市外事業者1社などの建設企業から資材置場の要請があっており、申請地にトラック15台分、建設砕石などの一時保管場

所として資材置場を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なもの判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年5月15日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

2番は、共同住宅へ転用する申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内である第1種農地です。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、申請地は県道益城-菊池線の沿線の住環境の整った地区にあり、アパート需要が高いため、木造2階建て2棟、8世帯分及び駐車場11台分を整備される計画で、転用面積としては適正なもの判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成31年4月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番、2番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしく願います。

議長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、1番については申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
続きまして、3番、お願いします。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

3番につきまして、地区委員会での協議会状況をご報告いたします。

3番は、農家住宅への転用申請です。申請者は、みかん、梨をつくられる専業農家で、自宅はさきの熊本地震で被害を受け老朽化したた

め、住宅の建設を計画されました。農地区分は中山間地の広がりのない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て農家住宅1棟、82㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、平成30年4月1日から12月31日までの約9か月間を予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、36件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番は取下げです。2番。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

2番から7番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、自動車販売業などを営む法人が農地に賃借権を設定し、駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内的の農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地は国道266号線の通称浜線バイパス、県道神水川尻線沿いにあり、賃借予定の法人の事業拡張により駐車場の確保が必要であったため、賃借法人から近い申請地に従業員駐車場5台、修理車両10台、キャリアカー1台、部品用車両1台の駐車場計17台分を整備し利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成31年

3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認いたしております。

3番は、宅地建物取引業などを営む法人が農地の所有権を移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。土地利用計画は、周辺は住宅需要が高く、住環境にすぐれた地域に位置しており、申請地と外地目781.86㎡とあわせた総事業面積965.85㎡に建売住宅4棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発指定制度区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成31年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

4番、5番は関連で、飲食業を営む法人が農地に賃借権を設定し、店舗へ転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接する10ha未満の区域内にある第2種農地です。土地利用計画は、賃借予定の法人はフランチャイズにて焼き肉店などを営んでおり、国道266号線、通称浜線バイパスの沿道にある申請地に、外地目371.98㎡をあわせた、総事業面積3,161.98㎡に店舗1棟、ドライブイン、駐車場62台分などを整備し利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内にあり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成30年12月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

6番、7番は関連で、介護事業所を運営する法人が、農地の所有権を移転し、駐車場へ転用する申請です。農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則不許可ですが、既存施設1万3,881.95㎡の拡張であり、転用面積が近接する既存施設面積2分の1を超えないため、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、譲受人は、介護保険法に関する施設運営を行っており、今回の申請地に隣接して複数の施設があり、職員の駐車場が不足している状況のため、駐車場30台分を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農

地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年7月1日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、2番から7番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、2番から7番まで地元委員より報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

36番 梅田誠也委員

梅田です。

8番から10番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

8番は、土木工事業を営む法人が、賃借権を設定し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。土地利用計画は、申請地は県道熊本空港線、通称第1空港線に近接しており、賃借予定の法人は熊本地震の復興事業等により建築工事及び土木工事関連事業の増加により、本社に近い立地の申請地に工事車両を7台、重機、山砂、砂利、コンクリート製品などの資材置場を整備し利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年6月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

9番は、不動産業などを営む法人が、農地の所有権を移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農用地の区域にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、周辺が新興住宅地に近接しており、ショッピングセンター、高速インターへも比較的近いことから、

住宅需要が高いため、建売住宅8棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺の農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成31年3月15日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

10番は、不動産業などを営む法人が、農地の所有権を移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。土地利用計画は、周辺は住環境にすぐれた地域であり、住宅需要が高いため、申請地に建売住宅11棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成31年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、8番から10番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、8番から10番までについて地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

11番から15番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

11番は、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は市街化が見込まれる区域で、市街化区域等に近接した10ha未

満の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。ただ、申請地は雑種地の状況となっているため、今後このようなことがないようにするとの始末書が提出されております。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、平成30年3月30日から平成30年9月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

12番と13番は関連で、法人が賃借権を設定し、コンビニエンスストアへ転用する申請です。農地区分は市街化の程度が著しい区域内にある農地で、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には医療施設や保育園があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積1,408㎡で、他地目をあわせた総事業面積1,748.47㎡に店舗1棟の建築と駐車場大型用2台、普通車用19台及び駐輪場1棟として整備されます。計画で転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は平成30年4月10日から、平成30年7月15日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

14番は、駐車場への転用で、賃借権設定の申請です。申請人は法人で、青果配送業等を営まれており、事業拡大に伴い従業員数もふえ、現在駐車場が不足している状況のため計画されました。農地区分は10ha以上の広がりのある優良農地で、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の既存施設の拡張で、既存施設の面積の2分の1を超えないものに該当すると判断しました。土地利用計画は、転用面積1,087㎡に44台分の従業員用駐車場及び後退道路として整備される計画で適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除についても問題ありません。工事期間は、平成30年4月1日から平成30年5月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

15番は、宅地建物取引業を営まれている個人が所有権を移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は市街化が見込まれる地域で、市街化地域等に近接した10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積221㎡で、他地目あわせた総事

業面積1,144.17㎡に建売住宅5棟の建築及び新設道路の整備で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。工事期間は、平成30年4月20日から平成31年4月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、5件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議の方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、11番から15番までについて地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

16番から18番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、個人住宅への転用申請です。申請者は、現在借家にお住まいですが、よりよい生活環境を築くため、職場やご実家にも近い申請地に住宅の建設を計画されました。農地区分は広がりのない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、既存宅地138.84㎡、転用面積247㎡の計385.84㎡に、木造平屋建て住宅1棟122㎡を建設されるものです。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はございません。工事期間は、許可後速やかに着工され、平成30年9月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

17番、18番は関連で、河内町岳に所在を置く神社からの駐車場への転用申請です。同神社には駐車場がなく、参拝者が道路上に駐車されているため、交通障害がたびたび起こっているとのこと。今回神社横の申請地に439㎡を確保し、車両12台、自転車5台分の駐車場として利用される計画です。農地区分は、中山間地の広がり

ない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等問題はありません。工事期間は、許可後速やかに着工され、平成30年8月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上、3件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、16番から18番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

19番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、貸人から長男に対する使用貸借権の設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、公簿面積459㎡のうち、実測面積224.51㎡に個人住宅1棟建設予定で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成30年7月1日から平成30年11月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

20番は、貸人から次男に対する使用貸借権設定による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、公募面積459㎡のうち、実測面積224.50㎡に個人住宅1棟を建設予定で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となります

が、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成30年7月1日から平成30年11月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

21番は、所有権移転による建売住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積898㎡に建売住宅4棟の建築、及び公衆用道路の設置予定で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成30年8月1日から平成30年12月20日までで、許可後速やかに着手されることを確認しております。

22番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積599㎡に建売住宅2棟建設の予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成30年4月15日から平成30年12月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

23番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積356㎡に他地目通路借地82.67㎡をあわせて、総事業面積438.67㎡に業務用車両及び社員用の普通車9台分の駐車場で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後から平成30年12月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上、5件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、19番から23番まで地元委員より報告がございました

が、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、24番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

24番から30番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番から27番は関連で、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、特定土地改良事業等の施行にかかる区域内にある農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、総事業面積4,762.13㎡、うち転用面積4,351㎡に建売住宅17棟及び公衆用道路、公園を整備される計画で、妥当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成30年8月1日から平成31年6月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

28番は、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、特定土地改良事業等の施行にかかる区域内にある農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、総事業面積3,510.59㎡、うち転用面積2,185㎡に建売住宅13棟、公衆用道路、公園を整備される計画で、妥当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課からの事前審査の回答書の添付がなされています。工事期間は、平成30年5月1日から平成31年11月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

29番と30番は関連で、29番は、弟の妻へ贈与による所有権移転し、30番は次男の妻に持分2分の1の使用貸借権を設定し、個人

住宅を建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の区域内の農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積471㎡に個人住宅1棟、建築面積63.76㎡の計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのこと。工事期間は、平成30年6月1日から平成31年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上、7件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、24番から30番まで地元委員より報告がございましたが、この件で何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、24番から27番については申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
続きまして、31番。

11番 山田明文委員

11番委員、山田です。

31番から33番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

31番は、所有権移転による個人住宅のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面積150.25㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課への事前協議も申請中とのこと。工事期間は、平成30年5月1日から平成30年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。

32番は、所有権移転による資材置場及び駐車場のための転用許可申請です。譲受人は、夫と建築の外壁工事を営んでおり、自宅に隣接する当該地を選定したものです。農地区分は、生産性の低い10ha

未満の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、外壁用パネル等の建築資材置場、従業員駐車場6台分の駐車場の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成30年4月1日から平成30年8月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。

33番は、所有権移転による個人住宅のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面積114.01㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。しかしながら、現地立ち合いの中で、境界など次回地区委員会で再度確認する必要が生じたため、継続審議が妥当であるとの協議結果です。

以上、2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、31番から33番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということでございますけれども、33番が継続審議になっておりますので、よろしくお願ひいたします。あとについては申請どおり許可することに決定いたします。
続きますして、34番、お願ひします。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

34番、35番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

発電事業を行う法人が所有権移転にて太陽光発電設備設置のための転用申請です。申請地は10ha未満の小集団で生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、既に許可済みの太陽光発電設備の事業区域内に追加し、太陽光発電設備の一部として整備される計画で、転用面積としては適当なものと判断しました。資金証明

と必要書類が添付されており、被害防除等問題はありません。工事計画は、4月1日から11月30日までを計画されています。

35番は、譲受人が所有権移転により個人住宅を建てるための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建て1棟を計画されており、他地目と一体利用され、総事業面積は485.63㎡で、転用面積としては適当と思われます。汚水等は公共下水道に接続され、雨水は地下へ浸透させ、オーバー分は市道側溝へ接続されます。周辺への被害防除等問題ないものと思われます。資金証明等必要書類は添付されています。工期は、平成30年4月1日より平成31年2月28日までを計画されています。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内の土地で、事前協議中です。

以上、2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、協議検討の結果、立地基準、一般基準の面ともに満たされると判断しました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、34番から35番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、36番、お願ひします。

1番 福田誠也委員

1番委員、福田です。

36番から37番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

36番、申請は使用貸借による個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、計画地は集落に接続しており、不許可の例外に該当すると思われます。土地利用計画は、木造2階建て、建築面積57.13㎡1棟と駐車場等設置予定で、転用面積としては適当な面積と判断されます。土地の流出、被害防除等の心配はないと思われます。代替地検討もなされており、事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、許可後から平成30年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手され

ることを確認しております。開発許可済みで、集落内開発制度指定区域内です。

37番は、所有権移転による太陽光発電設備建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光発電パネル288枚、84.96kWとパワーコン1台、外周フェンス等を設置予定です。転用面積としては適正な面積と判断されます。土地の流出と被害防除等の心配はないと思われま。代替地の検討もされています。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、許可後から平成30年11月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、36番から37番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案、土地改良法第3条による資格証明願、2件でございます。

それでは、地元委員より地区委員会で協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

1番と2番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、銭塘町のほか、海路口町、奥古閑町の地内での県営土地改良事業に伴う参加資格の証明願2件です。先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加申出の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認しております。ご審議方よろしくお願いたします。

- 議長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。
- 一同 異議なし。
- 議長 異議なしということで、願出どおり適格者であると証明いたします。続きまして、第6号議案、第7号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いします。
- 事務局 第6号議案、第7号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。
- まず、第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（12号）についてご説明いたします。
- 初めに、所有権移転ですが、明細18ページの1番から20ページの8番までの合計8件で、1番から3番までが公社からの売り渡し、4番から8番までが相対による売買です。面積は8件合わせまして、田1万6,783㎡、畑3,141㎡の、合計1万9,924㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。
- 次に、利用権設定の新規設定分です。明細20ページの9番から37ページの42番までで、貸し手32名、借り手28名の、件数34件です。契約期間別では、6年未満が16件、6年以上10年未満が1件、10年以上が17件で、面積は34件合わせまして、田7万719㎡、畑7万8,334.61㎡の、合計14万9,053.61㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容は、露地野菜、畑作物、水稻、施設野菜、果樹その他、飼料作物、花き、麦です。
- 次に、再設定分です。明細38ページの43番で、貸し手1名、借り手1名の、件数1件です。契約期間は、6年未満で、面積は田のみの1万3,993㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻です。
- 続きまして、第7号議案です。39ページの表をごらんください。こちらは、農地中間管理機構との新規設定になります。明細40ページの1番から43ページの9番までで、貸し手9名の件数9件です。契約期間別では、6年未満が3件、10年以上が6件で、面積は9件合わせまして、田1万5,894㎡、畑1万275㎡の、合計2万6,169㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は畑作物、水稻、果樹です。
- 以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全

ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号議案及び第7号議案の説明につきましては以上です。

議長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、納税猶予に関する適格者証明願1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など、地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 菟田英明委員

5番委員、菟田です。

1番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予に対する適格者証明願です。願出人は専業農家で、申請該当農地について現地調査を行い、申請人が適正に耕作しており、引き続き農業経営を継続する意欲があることを地元農業委員が確認しております。

以上、1件、さきの地区委員会において証明書の交付について何ら問題ないことを協議しました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明

願13件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予の継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区下南部2丁目の田4筆、全農地について願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを確認しております。

以上、1番につきまして、引き続き農業経営を行っており、証明願について何の問題もないとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、贈与税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区戸島6丁目の田9筆の全農地について、願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを確認しております。

以上、2番につきまして、引き続き農業経営が行われており、証明について何の問題もないとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、3番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区秋津町沼山津の田4筆の全農地について、願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを確認しております。

以上、3番につきましては引き続き農業経営を行っており、証明について何の問題もないとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、4番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人の対象農地の6筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題のないものと協議しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、5番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人は、みかん、梨などをつくられている専業農家です。地元農業委員が現地調査を行い確認したところ、対象農地35筆について全筆農地として適正に管理され、耕作が行われており、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないと協議いたしました。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、6番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。土地の表示、証明期間等は議案に記載されるとおりです。願出人はこれらの農地については水稻を作付されており、引き続き耕作されていることを地元農業委員が確認しております。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、7番。

12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、贈与税の納税猶予継続のため必要とする証明願です。7番の願出人の対象農地3筆について、農地として適切な管理、耕作が行われることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、8番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、贈与税及び不動産取得税の納税猶予継続のための必要とする証明願です。願出人の対象農地6筆について、農地として適切な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないことを協議しました。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、9番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

9番、10番について、地区委員会での協議状況をご報告いたしま

す。

9番、10番それぞれ願出人により申請があった農地について、現地調査を行い、申請人が適正に耕作することを地元農業委員が確認し、地区委員会で協議検討を行った結果、証明書の交付に何ら問題ないことを確認しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、9番、10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きます、11番。

1番 福田誠也委員

1番委員、福田です。

11番から13番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番から13番につきましては、贈与税の納税猶予期間継続のための証明願です。願出人は兼業農家及び専業農家で、申請のありました北区植木町の田畑すべての筆において願出人によって耕作されております。継続して農業経営を行われていることを確認いたしましたので、3件につきましては引き続き農業経営が行われている旨の証明について全筆を証明することに何ら問題はないとの協議結果でした。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、11番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きます、第10号議案、非農地証明願1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いたします。

1 1 番 山田明文委員

1 1 番委員、山田です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

1 番は、宅地であることの証明願です。申請地は、以前より宅地及び通路として利用していましたが、震災により建替計画に伴い、地目が農地であることが判明しました。申請地の固定資産評価証明書により、明治19年には住宅が建築されたことが証明されており、さらに地元自治会長も書面にて非農地であったことを証明しています。このことから、昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地と判断しました。先の地区委員会で現地調査を行い、協議検討した結果、証明書交付については何ら問題のないものと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、1 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、追加議案がございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 追加議案、B分類農地の非農地化についてご説明いたします。
平成29年度農地利用状況調査で、B分類判定をした農地の非農地化について、各地区委員会で検討したところ、非農地化を行うには農地パトロールの強化や周辺農地への影響の確認、また地域や関係機関との調整等、さらに整備が必要であるとのことで、現状では判断保留が妥当であるとの協議結果でございました。
以上です。

議 長 ただいま事務局より内容の説明がございましたが、この件について何かご意見等ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、承認することに決定いたします。続きまして、次第5の報告事項です。議案別冊の報告事項について

事務局より説明をお願いします。

事務局 黄色の冊子をごらんください。1番から10番までの報告事項が上がっております。合計しまして119件の案件が上がっております。報告事項としましては以上です。

議長 質問などはありませんか。
次に、次第6、その他ですが、本日は何もありません。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉会 午後4時29分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成30年3月8日

会 長 森 日 出 輝

署名委員 上 田 定 信

署名委員 馬 原 清 隆

書 記 小 林 賢 治